

令和5年度「部活動指導員活用事業」実施要項

1 目的

名護市立中学校に「部活動指導員」を配置し、部活動指導員による単独指導及び大会等への単独引率等を可能にすることにより、部活動の充実、活性化及び教員の部活動における負担軽減を図ることを目的とする。

2 業務内容（要領第3条関係）

部活動指導員は、中学校の教育計画に基づく部活動において、校長の指揮監督を受け、部活動を担当する教諭等と情報を共有しながら、次に掲げる事項について従事するものとする。

- (1) 実技指導
- (2) 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3) 大会及び練習試合等に係る生徒の引率及び監督
- (4) 用具・施設の点検管理
- (5) 部活動の管理運営（会計管理等を含む）
- (6) 保護者等への連絡
- (7) 年間及び月間指導計画の作成
- (8) 事故等が発生した場合の現場対応

3 対象部活動

名護市立中学校に設置されている運動部及び文化部

4 待遇及び勤務形態（要領第4条関係）

- (1) 報酬額 : 1時間当たり 1,512 円
- (2) 勤務日及び勤務時間
 - ア 平日2時間(週3日)、土日3時間(週1日)、週4日9時間を原則とし、令和5年度については、年間225時間以内とする。
 - イ 研修及び大会の引率などで週9時間以上勤務する場合は、できる限り同月内の別の週で調整を行い、年間225時間以内を超えないようにする。
 - ウ 家庭の日(毎月第3日曜日)及びリフレッシュウィーク(毎年8月)は、原則として勤務日及び勤務時間を割り振らない。
 - エ 計画的に勤務するよう勤務計画書を作成する。
- (3) 雇用期間
雇用開始から令和6年3月31日まで ※1年以内(更新の可能性あり)

5 資格要件（要領第2条関係）

- (1) 学校教育に関する理解がある者
- (2) 部活動における実技指導に関して、専門的な知識及び技能並びに指導経験を有し、かつ、生徒に適切に指導ができる者

6 服務

- (1) 部活動指導員は、その職務を遂行するにあたり、校長の職務上の命令に従わなければならない。
- (2) 部活動指導員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
- (3) 次に掲げる事項に該当する場合において、部活動指導員の勤務校の校長の意見により、教育長は部活動指導員を解くことができる。
 - ア 勤務成績が良好でない場合
 - イ 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、また、これに耐えられない場合
 - ウ 生徒の人格を傷つける言動や体罰及びハラスメントの行為が確認された場合
 - エ その職に必要な適格性を欠く場合
 - オ 教育長が特に必要と認める場合
- (4) 部活動指導員は、「名護市部活動等の在り方に関する方針（改定版）」を順守すること。
- (5) 部活動指導員の運用の体制については部活動指導員が単独で顧問をする体制と部活動指導員及び教諭が顧問をする2人体制が想定されるが、各学校の状況に応じて判断すること。

7 研修等（要領第5条関係）

教育委員会が実施する部活動指導員を対象とした研修会等への参加を必須とする。

8 提出書類

部活動指導員活動実績報告書 : 毎月